

下請法改正に向けた近時の動向と下請法改正による実務への影響等（その２）

－下請法改正法案における主要な改正項目の内容と若干の考察－

2025 年 3 月 31 日

丸の内総合法律事務所

経済法研究チーム

弁護士 曾 根 裕 貴

弁護士 眞 木 純 平

第 1 はじめに

丸の内総合法律事務所経済法研究チームでは、2025 年 1 月 31 日の ML0 ニュースレター第 159 号特別付録①において、企業取引研究会報告書（以下「本報告書」といいます。）で示された下請法改正の方向性などについてお伝えして参りました。

その後、2025 年 3 月 11 日に、本報告書を踏まえて作成された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、当該改正法案が公表されましたので、今回は、前回のニュースレターの続報として、公表された改正法案のうち特に重要と思われる点について、その具体的な内容やこれに対する若干の考察をお届けいたします。

第 2 主要改正項目に関する改正法案の具体的な内容と若干の考察

1 従業員基準の追加（適用基準の追加）

(1) 改正法案の具体的な内容

「従業員基準の追加」に関する改正法案の具体的な内容は以下のとおりです（下線部分が現行の下請法から変更された部分です。）。

第二条（定義）
1～7（略）
8 この法律で「 <u>委託事業者</u> 」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一～四（略）
五 <u>常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）</u>
六 <u>常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの（第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）</u>
9 この法律で「 <u>中小受託事業者</u> 」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一～四（略）
五 <u>常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの</u>
六 <u>常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの</u>

(2) 若干の考察

「委託事業者」¹への該当基準について、これまでの資本金基準のほか、新たに従業員基準が追加される予定です。

具体的には、

- ・ 製造委託等（すなわち、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託と、改正法案において新たに対象取引に追加されている「特定運送委託」〔後記「2」参照〕の全て。以下同じ）においては常時雇用する従業員が300人を超える法人事業者
- ・ 情報成果物作成委託及び役務提供委託においては常時雇用する従業員が100人を超える法人事業者

が従業員基準により、新たに「委託事業者」の範囲に加えられることになります。

また、同様に

- ・ 常時雇用する従業員が300人を超える法人事業者から製造委託等を受ける常時雇用する従業員が300人以下の個人又は法人事業者
- ・ 常時雇用する従業員が100人を超える法人事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受ける常時雇用する従業員が100人以下の個人又は法人事業者

が従業員基準により、新たに「中小受託事業者」の範囲に加えられることになります。

なお、2025年2月21日に公正取引委員会より公表された本報告書に対する意見募集（パブリックコメント）の結果（以下「本パブコメ結果」といいます。）においては、従業員基準を設けた場合、取引先の従業員数を継続的に把握することが難しく、正確に把握するためには多くのコストがかかるという意見が多く寄せられておりました。実際、今回の改正法案が成立した場合には、どのように取引先の従業員数を正確に把握するかという点は重要な論点になってくるものと考えられます。

また、公正取引委員会は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」）に関して、業務委託の相手方から役員や従業員の有無について事実と異なる報告を受けたために委託事業者がフリーランス法に違反することとなった場合であっても、是正の必要があるため指導・助言を行うことは

¹ 今回の下請法改正においては、法律の名称を、「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に変更すると共に、現行の下請法における「親事業者」は「委託事業者」に、「下請事業者」は「中小受託事業者」に、それぞれ名称を変更することが予定されております。これは、「下請」、「親事業者」、「下請事業者」という用語が、発注者と受注者が対等な関係ではないとの語感を与える旨の本報告書における指摘を踏まえた変更になります。

以下の説明においては、変更後の用語を用いて説明をさせていただきます。

あるが、勧告や命令を直ちに行うものではない旨の執行方針を明らかにしています。そのため、今回の改正法案が成立し、従業員基準が追加された場合においては、従業員基準について、フリーランス法の場合と同様の執行方針を採ることが想定されます。

2 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

(1) 改正法案の具体的内容

「運送委託の対象取引への追加」に関する改正法案の具体的な内容は以下のとおりです（下線部分が現行の下請法から変更された部分です。）。

第二条（定義）
1～4（略）
5 <u>この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。</u>
6 <u>この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。</u>
7～11（略）

(2) 若干の考察

現行の下請法においては、元請運送事業者と下請事業者との間の取引のみが下請法の適用対象とされておりましたが、今回の改正法案によって、これまでは下請法の適用対象外であり、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するものとして、物流特殊指定によって対応することとされていた多くの運送サービスが下請法の適用対象となります。

本パブコメ結果においては、着荷主の指示により運送事業者が追加作業を実施した場合など発荷主の関与なく追加作業が行われた場合であっても、追加作業分を含めて発荷主が費用を負担しなければ違反行為（利益の提供要請）に該当するというのは発荷主に多大な負担を課すものではないかといった意見等が寄せられておりました。かかる本パブコメ結果での指摘のようなケースにおいて違反を回避するためには、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月、経済産業省・農林水産省・国土交通省）においても、荷主事業者の取組事項として「自ら運送契約を行わない荷主事業者においても、取引先から運送契約において定められた荷役作業等を確認し、当該荷役作業が運送契約にないものであった場合も、発・着荷主事業者間で料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先又は物流事業者に対して別途対価を支払う。」などとされていること等も考慮し、発・着荷主事業者間において運送契約において定められた荷役作業を共通認識とすることや、運送契約に定められていない荷役作業等が行われた場合における料金支払者を明確化することなどの措置を講じる必要が出てくるものと

考えられます。

3 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

(1) 改正法案の具体的内容

「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」に関する改正法案の具体的な内容は以下のとおりです（下線部分が現行の下請法から変更された部分です。）。

第五条（委託事業者の遵守事項）	
1	（略）
2	<u>委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をすることによって、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。</u>
一～三（略）	
四	<u>中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。</u>

(2) 若干の考察

下請事業者との間における下請代金の決定プロセスについては、現行の下請法において「買ったたき」該当性判断の中で考慮することが明らかにされておりますが（「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」第4の5(1)イ参照）、直接の禁止行為はあくまで「買ったたき」であって、下請代金の額が「通常支払われる対価」より著しく低いものでなければ禁止行為に該当するものではありませんでした。

しかし、今回の改正法案で追加された「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」では、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者から求められた製造委託等代金の額に関する協議に応じなかった場合や、中小受託事業者の求めた事項について必要な説明や情報提供をしなかった場合には、たとえ、最終的に決定した製造委託等代金の額が、通常支払われる対価に比して著しく低いものでなかったときであっても、禁止行為に該当し得るようにも考えられるところとなっておりますので、留意が必要です。

なお、本パブコメ結果においては、改正法案に賛成する意見が寄せられている一方、「買ったたき」とは別個に規制する理由に乏しい、多数の取引先からの協議要求にすべて応じるためには多くのコストがかかるため、そのようなコスト感も考慮した法執行が行われるべきであるという意見も多く寄せられておりました。実際、今回の改正法案が成立した場合には、中小受託事業者との協議に要するコストをできるだけ最小化しつつ、禁止規定に抵触しない実務運用の構築が急務になるものと考えられます。

4 手形払等の禁止

(1) 改正法案の具体的内容

「手形払等の禁止」に関する改正法案の具体的な内容は以下のとおりです（下線部分が現行の下請法から変更された部分です。）。

第五条（委託事業者の遵守事項）	
1	<u>委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にはあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。</u>
一	（略）
二	<u>製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）</u>
三～七	（略）
2	（略）

(2) 若干の考察

これまでも下請代金の支払として交付された手形について、下請事業者が金融機関において割引を受けられないときは、「支払遅延」に該当すると整理されておりましたが（「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」第4の2(5)キ参照）、今回の改正法案によって、割引が受けられるかどうかにかかわらず、手形によって製造委託等代金を支払うことが禁止行為とされ、また、金銭及び手形以外の支払手段であっても、支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭に引き換えることが困難であるものを使用することは禁止行為とされる予定です。

このような下請法の改正は、2025 年中にメガバンクが手形の発行を終了する予定であることや、2027 年 4 月に全銀協が電子交換所の運営を終了することなどの社会の流れとも連動するものであり、手形が利用可能な現時点においても改正法案によって先回りをして手形払いを禁止するものとなります。

そのため、今回の改正法案が成立した場合には、現在、中小受託事業者との取引において手形払いを採用している事業者については、手形払いを取り止めることが必要になってくるところ、資金繰り等にも関係してくるところかと思われますので、早めの検討・対応が必要であると考えられます。

5 面的執行の強化

(1) 改正条項案

「面的執行の強化」に関する改正法案の具体的な内容は以下のとおりです（下線部分が現行の下請法から変更された部分です。）。

第五条（委託事業者の遵守事項）	
1	<u>委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にはあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。</u>
一～六	（略）
七	<u>委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止</u>

し、その他不利益な取扱いをすること。
2 (略)
<u>第八条（指導及び助言）</u> 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。
<u>第十三条（委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等）</u> 1 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。
2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(2) 若干の考察

現行の下請法では、所管省庁の主務大臣には調査権限のみが与えられておりますが（現行下請法9条3項）、今回の改正法案によって、公正取引委員会、中小企業庁長官だけでなく所管省庁の主務大臣にも指導・助言権限が付与されるとともに（改正法案8条）、「報復措置の禁止」の申告先として所管省庁の主務大臣が追加される予定です（改正法案5条1項7号）。また、公正取引委員会、中小企業庁長官及び所管省庁の主務大臣は、下請法の施行に必要な情報を相互に提供することができるようになる予定です（改正法案13条）。

このほか、法執行面においては、勧告の対象となる委託事業者や報告・検査の対象となる委託事業者に合併、会社分割又は事業譲渡があった場合には、当該事業を承継した法人に対して勧告を行ったり（改正法案10条）、報告・検査を実施することができる旨が明記される予定であるほか（改正法案12条）、違反が既になくなっている場合であっても、特に必要がある場合には勧告することができる旨が追加される予定です（改正法案10条2項）。

なお、本パブコメ結果においては、各執行機関における調査等の重複は厳に避けるべきであるが、各執行機関の連携を高めることについては賛成の意見が多く寄せられておりました。

法律上、執行力を強化するための規定が追加されることによって、当局による下請法についての執行が現状よりも更に活発化していくことは想像に難くないところですので、下請法の遵守については今後一層の注意が必要になるものと考えられます。

第3 おわりに

本稿では、閣議決定された改正法案のうち特に重要性が高いと思われる部分をピックアップしてご紹介させていただいたところですが、これらのほかにも改正法案には書面交付方法の変更（改正法案4条）、代金減額をした場合における減額分に対する遅

延利息の支払（改正法案 6 条 2 項）など幅広い項目についての改正が盛り込まれております。

現在の国会の状況を踏まえますと、閣議決定された改正法案がそのまま成立するか、修正が行われるのかなどについては若干不透明な情勢でございますが、当研究会においては、引き続き下請法改正の動向を注視し、適時に必要な情報を皆様にお届けできるよう努めて参ります。

以 上